

4 循環型社会の構築

(1) 循環資源物流システムの構築

① 海上輸送を活用した循環資源物流ネットワークの形成

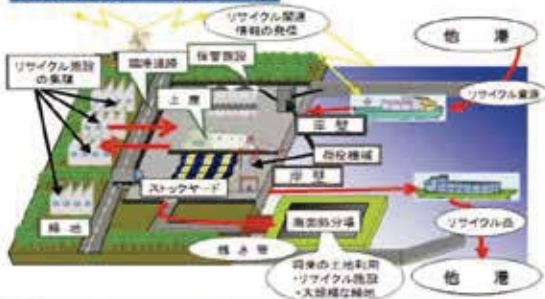
循環型社会の構築に向けて循環資源の「環」を形成するため、循環資源の広域流動の拠点となるリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）として、全国22港が指定されています。国土交通省では、積替・保管施設等の循環資源取扱支援施設といった港湾施設の整備等、必要な支援を実施するとともに、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの低炭素化、低コスト化を推進するため、「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」を実施しています。

● リサイクルポート施策の概要

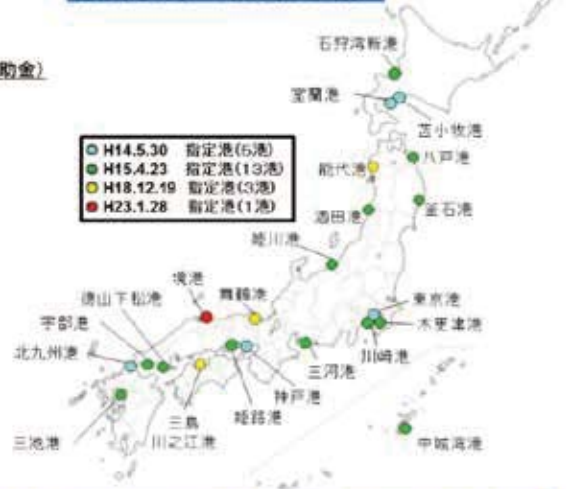
リサイクルポート施策

- ・ 岸壁等の港湾施設の確保
- ・ 積替・保管施設等の整備に対する支援(補助金、補助率1/3)
- ・ 海運による低炭素型静脈物流システムの構築に対する支援(補助金)
- ・ 循環資源の取扱に関する運用等の改善
- ・ 官民連携の促進(リサイクルポート推進協議会の活用など)

リサイクルポートのイメージ



リサイクルポート指定港(22港)



【期待される効果】・循環型社会の構築支援 ・環境負荷の低減 ・リサイクルコストの低減 ・臨海部産業の活性化

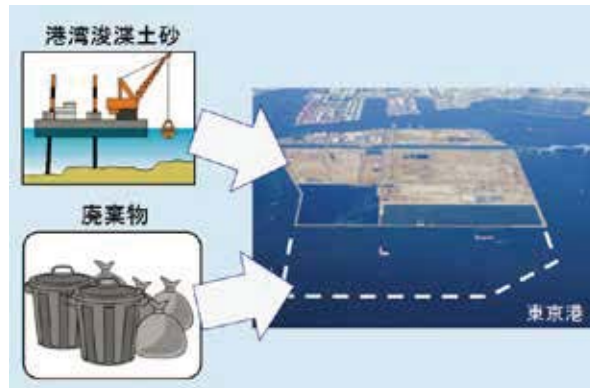
出典：国土交通省

②海面処分場の計画的な整備の推進

深刻化する廃棄物処理問題に対応するため、港湾の適正な開発、利用及び保全との十分な整合性の確保を図りつつ、全国の港湾において海面処分場を整備し、適正な減量化・リサイクルを行った上でもなお埋立て処分が必要な一般廃棄物等の最終処分が行われています。特に大阪湾では、広域処分場の整備計画（大阪湾フェニックス計画）に基づき大阪湾圏域の広域処理対象区域の市町村を対象とした一般廃棄物の受け入れ処分が行われています。

また、資源の有効活用の観点から、首都圏で発生している建設発生土を、全国の港湾等の埋立用材として広域的に海上輸送するスーパーフェニックス事業が推進されています。

●海面処分場の計画的な整備の推進



出典：国土交通省

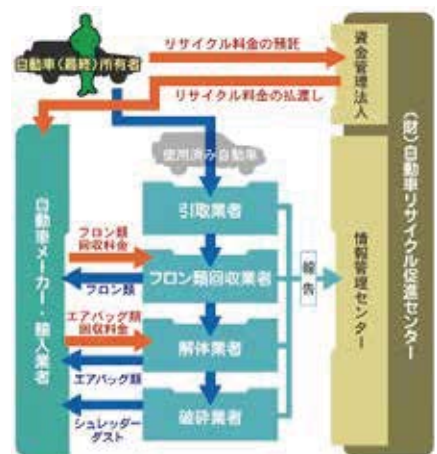
(2) 自動車リサイクル制度の構築

使用済自動車は年間400～500万台発生しています。埋立処分場が逼迫している状況で、80%程度のリサイクル率をさらに向上させなければならないことは喫緊の課題となっていました。また、2004年の時点で、道路等における年間19万5千台以上の不適正保管や2万数千台に及ぶ大量の自動車の不法投棄の発生は、生活環境の悪化を招き、処理の社会的コストも膨大となるためその対策が急がれていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づける「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が2005年1月に施行されました。同時に廃棄車両が自動車リサイクル法に従って解体されたことを確認した上で抹消登録等を行う改正道路運送車両法及び、使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度が施行され、これらにより使用済自動車の適正処理の推進及び不法投棄の防止が図られています。

その結果、全国で2015年度末には不適正保管車は4,660台（2004年度比で97.6%の減少）、不法投棄車は929台（2004年度比で95.9%の減少）となり、大幅な削減効果が得られています。

●自動車リサイクル法の仕組み



出典：国土交通省

(3) 船舶のリサイクル

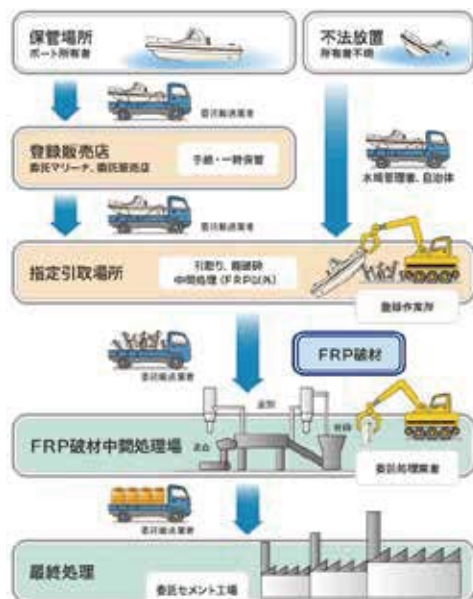
大型船舶のリサイクル（シップリサイクル）※は、バングラデシュやインド等の開発途上国を中心に実施されてきており、船舶リサイクル施設において繰り返される死傷事故や海洋汚染等が問題視されてきました。これらの問題を解決するため、我が国主導の下、国際海事機関（IMO）を中心に議論がなされた結果、「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）」（シップリサイクル条約）が採択されました。本条約においては、船舶と船舶リサイクル施設のそれぞれについて検査と証書の保持が義務付けられ、アスベストやポリ塩化ビフェニル（PCB）等の新規搭載の禁止等が求められています。

我が国は、シップリサイクル条約の早期発効を目指して、条約の締結に必要な国内法制化の検討を行うとともに、条約の発効には主要船舶リサイクル国の締結が必要であるため、世界最大級の船舶リサイクル国であるインドの締結に向けた取り組みを進めています。

一方、個人所有のプレジャーボートは、そのほとんどが処理の難しい繊維強化プラスチック（FRP）製であるため、適切な廃棄処理ルートが確立が求められていたことから、FRP船のリサイクル技術を確立するとともに、処理ルートの構築に向けた取り組みを行ってきました。この結果、2005年からは（一社）日本マリン事業協会が主体となり、全国でFRP船のリサイクルに取り組んでおり、現在では年間約550隻が適切にリサイクルされています。

※ 寿命に達した船舶は、解体され、その大部分は鋼材として再活用される。

● FRP 船リサイクルシステム



出典：一般社団法人日本マリン事業協会
FRP船リサイクルセンター

The infographic provides detailed information about the FRP boat recycling system. It includes the following sections:

- どこで相談や受付をしてくれるんですか?** (Where can I get advice or service?) - Lists 'FRP船リサイクルセンター' and '登録販売店'.
- 見積をもらうために用意するものは?** (What do I need to get an estimate?) - Lists '船主名義の船主印' and '船主印のない場合は、船主の委任状'.
- 料金はいつ、どこで払えばいいの?** (When and where do I pay the fee?) - Explains that the fee is paid at the pickup location.
- FRP船リサイクルにかかる費用は?** (What are the costs of FRP boat recycling?) - Lists '引取り・荷降卸' and '中間処理'.
- いつ私の船を引取ってくれるんですか?** (When will you pick up my boat?) - Explains that pickup is scheduled based on the boat's condition and the recycling center's capacity.

At the bottom, it says: '詳しくはFRP船リサイクルセンターにお問い合わせください。' (For more details, please contact the FRP Boat Recycling Center.)

出典：国土交通省中国運輸局